

# 記入見本

## 残高証明依頼書兼口座振替依頼書（相続用）

相続人さま（代理人さまからのお申出の場合は代理人さま）のご住所をご記入ください。

下記の要領で発行するよう依頼します

代理人さまからのお申出の場合のみご記入ください。

### 規定

お客様は、本依頼書提出時に、当行所定の残高証明書発行手数料 2,200 円（経過利息の表示をする場合は 3,300 円）を当行所定の方法により支払うものとします。

おところ 〒 310-0021  
水戸市南町 2-5-5

おなまえ 故 常陽 太郎

(※1 相続人 常陽 花子)

代理人 水戸 一郎

日中連絡可能な  
お電話番号 ( 090 ) 1234 - 5678

- ・相続人さまが店舗来店により顔写真付本人確認書類（原本）の提示がある場合は押印不要です。
- ・相続人さまによる郵送での依頼や店舗来店の場合で顔写真付本人確認書類による確認ができない場合は常陽銀行の預金のお取引印または実印を押印してください。
- ・遺言執行者、遺産整理受任者、相続財産清算人等による依頼の場合は実印を押印ください。

※1 相続人・代理人・遺言執行者・遺産整理受任者・相続財産清算人等の故人との関係をご記入下さい

### 1.証明対象科目 以下、該当する項目にご記入ください。

#### ☑①すべてのお取引

●店番（店名） 0 0 4	（ 本店 支店・出張所）	●店番（店名） 0 3 4	（ ひたちなか 支店・出張所）
出力区分（※） □勘定科目別 □口座番号別		定期預金の経過利息が必要な場合 <input type="checkbox"/>	

どちらかチェックしてください。

「勘定科目別」を選択した場合は、残高証明書に預金科目別の合  
「口座番号別」を選択した場合は、残高証明書に「預金科目・口

定期預金の経過利息が必要な場合のみ、チェックしてください。  
経過利息を表示する場合と経過利息を表示しない場合では手数料が異なりますのでご注意ください。  
経過利息を表示する場合…3,300 円  
経過利息を表示しない場合…2,200 円

定期預金の経過利息が必要な場合

#### □②指定した取引を証明する場合

□円預金	●店番（店名） [ ][ ][ ]	（ 支店・出張所）	（ 支店・出張所）
□外貨預金	●店番（店名） [ ][ ][ ]	（ 支店・出張所）	（ 支店・出張所）
□投資信託	●店番（店名） [ ][ ][ ]	（ 支店・出張所）	（ 支店・出張所）
□債券保護預かり	●店番（店名） [ ][ ][ ]	（ 支店・出張所）	（ 支店・出張所）
□貸出金	●店番（店名） [ ][ ][ ]	（ 支店・出張所）	●店番（店名） [ ][ ][ ] （ 支店・出張所）
□その他 （ ）	●店番（店名） [ ][ ][ ]	（ 支店・出張所）	●店番（店名） [ ][ ][ ] （ 支店・出張所）

支店ごとに必要な通数をご記入ください。

2.証明日 和暦 4 年 10 月 1 日 現在

3.発行通数 1 通

### 4.手数料のお支払い

●店番（店名） 0 0 4	（ 本店 支店・出張所）	おなまえ 常陽 花子	お届出印
●科目 ☑普通 □当座	●口座番号 1 2 3 4 5 6 7	様	

手数料のお支払い口座のお届印を押印ください。

### 【銀行使用欄】

その他	債券（公共債）	投信	外為	BTS 発行登					印鑑照合	受付
検印				係印	検印	係印	検印	係印		
				は融資と共通	□手数料領収済	□手数料領収済				

相続人さま（代理人さまからのお申出の場合は代理人さま）の預金口座をご指定ください。常陽銀行に口座をお持ちでない方は手続センター（029-251-1385）までご連絡ください。